

議案第 3 号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正
について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

理由

「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の一部改正に伴い、所得の少ない者に係る保険料の減額の所得判定基準について所要の改正を行うとともに、「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて」（令和 6 年 7 月 4 日付保高発 0 7 0 4 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）により、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年以内の期間を限って、徴収を猶予することができるよう、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

第18条第1項中「6月以内」を「6月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
(平成19年条例第26号) 新旧対照表

改正案	現行
(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 所得の少ない被保険者に対して課する被保険者均等割額は、第10条に規定する被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。 (1) (略) (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に30万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該	(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第15条 (同左) (1) (同左) (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に29万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該

改正案	現行
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>56万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額 2 (略) 3 (略) 第16条 (略) 第17条 (略) (保険料の徴収猶予) 第18条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内</u>の期間を限って、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その納付すべき金額を適宜分割して納期限を指定することを妨げない。 (1)～(5) (略)	給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>54万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額 2 (同左) 3 (同左) 第16条 (同左) 第17条 (同左) (保険料の徴収猶予) 第18条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月以内</u>の期間を限って、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その納付すべき金額を適宜分割して納期限を指定することを妨げない。 (1)～(5) (同左)